

第3号様式

令和6年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会会議録

(令和6年7月1日作成)

- 1 開催日時 令和6年5月22日(水) 午前10時00分～午前11時15分
- 2 開催場所 船橋市西図書館 3階 多目的室
- 3 出席者 (1) 委員 齊藤委員長、室谷委員、鎌田委員、青島委員、  
渡部委員、徳光委員  
(2) 事務局 高橋生涯学習部長、柴山西図書館長、  
河野西図書館長補佐、唯野西図書館利用サービス係長、  
岡本西図書館企画事業係長、石橋西図書館総務係長、  
堀越西図書館主事、樋口西図書館主事  
(3) その他 指定管理者：TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体  
瀬戸株式会社図書館流通センター関東支社長  
矢野中央図書館長
- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
  - (1) 委員長の選出(公開)
  - (2) 船橋市図書館の概要(公開)
  - (3) 評価の概要(一部非公開)
  - (4) 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について(一部非公開)  
※議題(3)及び(4)の審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する  
不開示情報が含まれると判断した場合、同条例第26条第2号に該当すること  
から非公開とする予定だったが、該当がなかったため公開とする。
- 6 傍聴者数 なし
- 7 決定事項
  - (1) 委員長の選出  
委員の互選により、齊藤委員が委員長に選任された。  
また、齊藤委員長より鎌田委員が職務代理者として指定された。
  - (2) 船橋市図書館の概要  
船橋市図書館の概要について事務局及び指定管理者から説明があった。
  - (3) 評価の概要  
事務局から評価の概要について説明があった。
  - (4) 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について  
評価委員会における指定管理者評価の実施方法について、審議を経て決定さ  
れた。

## 8 議事

### ○事務局（西図書館館長補佐）

委員の皆様全員おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

今回は新たな委員の皆様で行う最初の会議でございますので、後ほど委員の皆様の互選によって委員長を定めていただきます。本来は委員長が議事を進めていただくのですが、それまでの間は事務局にて進行させていただきます。

それでは、ただいまより、令和6年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会を開催いたします。

本日の会議は、委員定数6名に対し、6名全員の方には出席いただいております。船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますので報告いたします。

この会議につきましては公開となっております。この会議を傍聴できる旨は、5月15日からホームページで周知しております。会議の記録と委員名簿につきましては、ホームページで公開することになっております。本日のご発言は委員のお名前とともに会議録にまとめさせていただきます。このため会議を録音させていただきますことをご了承ください。

続きまして、本日の議題及び公開・非公開の別について説明いたします。先ほどのクリップ留めの資料に、次第と「会議の公開・非公開について」という資料がございます。

本日の議題は、次第の4番をご覧くださいと、（1）委員長の選出、（2）船橋市図書館の概要、（3）評価の概要、（4）指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について、となっております。

本日の会議は原則として公開となりますが、審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する不開示情報が含まれていると判断した場合には、同条例第26条第2号に該当することから、非公開といたします。具体的には、指定管理者のノウハウに該当する事項及び特定の利用者等の個人のプライバシーに該当する事項の2点に関わる内容について、不開示情報と定義いたします。

机の資料のうち、タイトルが「会議の公開・非公開について」となっているものをご覧ください。四角で囲んである部分に記載されているものにつきましては、指定管理者から不開示情報に該当する旨の連絡をいただいております。これらを含む内容について発言されたい場合には、挙手の上、不開示情報を含む内容について発言されたい旨と発言の概要を委員長までお伝えください。この部分につきましては非公開の審議とするため、一旦、議題（4）までの審議が全て終わった後に、本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが、この部分については非公開ということで会議を進めます。その後に委員長からお申し出のあった委員にご発言をお願いさせていただきます。

なお、本日の会議は指定管理者も出席いたしております。指定管理者におかれましては、委員からの発言の概要をお聞きになった上で、当該内容であれば非公開にする必要

はないとご判断された場合には、公開のまま審議を続けて支障ないという旨をご発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、本委員会の所掌事務をご説明いたします。オレンジ色のフラットファイル「第2期船橋市図書館指定管理者の評価に関する資料」の中にあります資料11「要綱一覧」の20ページをご覧いただきたいと思ひます。船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱の第2条（所掌事務）を読み上げます。

（所掌事務）第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- （1）指定管理者の管理の点検評価を行うに当たっての評価方法及び評価基準を決定すること
- （2）船橋図書館条例（平成28年船橋市条例第27号）第9条の事業報告書に基づき、毎事業年度における指定管理者の管理について点検評価すること
- （3）指定管理者の管理の改善点に関すること
- （4）その他、指定管理者の管理の点検評価等を行うに当たり教育委員会が必要と認める事項

本委員会では、これらの所掌事務について審議等を行うこととなります。指定管理者の管理の点検評価を行うことが主軸となる点をご認識おきください。

直営である船橋市西図書館を含めた船橋市図書館の概要につきましては、議題（2）でお伝えさせていただきますが、船橋市内4図書館のうち、中央図書館、東図書館、北図書館の3図書館が指定管理者による管理となっております。

そして、西図書館を含めた船橋市図書館全体に係る運営や図書館サービスについては、船橋市図書館協議会という別の会議体が所掌しております。なお、指定管理者の評価方法及び評価基準については、前任の委員の皆様が既に決定して下さったものがございます。こちらについては議題（4）で詳細をお伝えさせていただきます。

続きまして、本日、委員の皆様から簡単な自己紹介をお願いしたいと思ひます。

それでは、齊藤委員から「委員名簿」の順番でお願いいたします。

#### ○齊藤委員

皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。千葉経済大学短期大学部の齊藤誠一でございます。

私、この評価委員会には一番最初の平成29年のときに2年間務めさせていただいて、この資料等、評価の中身を詰めさせていただき評価をさせていただきました。その後一回抜けさせていただいたのですけれども、また委員を務めさせていただいております。

私自身は定年退職を一昨年しましたけれども、まだ千葉経済大学の所属は名乗れますので、その所属でお話をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

#### ○室谷委員

初めまして、室谷剛志と申します。公認会計士、税理士でございます。税理士会船橋

支部の者ですので、財務のところを中心に期待されていると認識しております。

私事のお話で言うと、娘が小学生で図書館を非常によく利用させていただいています。西図書館は実は初めて来たので、大きくていいなと思いつつ、指定管理者のほうは3つで全体では4つあるというお話なので、子供たちをはじめとした市民が使いやすい図書館になったらいいなと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○鎌田委員

こんにちは。白井市役所から参りました鎌田と申します。よろしく願いいたします。

昨年まで23年間、図書館で勤務しておりまして、役職定年になって市民課に異動になりました。船橋市の図書館は利用はしていませんけれども、活発な活動をされていると聞いておりますので、ぜひ皆さんのご意見を聞きながら、今までした経験をお伝えできればと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○青島委員

おはようございます。青島です。私は書いてありますように地域文庫連絡会というのがありまして、船橋市の市内全土で今現在仲間になっているのは10人ぐらいですけれども、活動を始めてから来年で50周年を迎えます。各文庫の仲間たちが集まって月一度会議をしたり、いろいろな勉強会をしています。

私の青空文庫という、八木が谷にあります私設文庫ですけれども、来年で40年を迎えます。子供たちによい本を届けたいという思いでずっとやってきているのですけれども、最近は図書館には来ない子たちが多いので、ここ十何年は……。私自身は、近くの小学校でもう35年ぐらい授業の中でおはなし会というのをやらせてもらったりして、ここ10年ぐらいは朝読という朝の授業の前にお話をしたり絵本を読んだりしている活動をしてきております。

それで、船橋市図書館指定管理者評価委員会委員というのは2期目に入りまして、ようやくいろんなことが分かってきたので、今年は頑張っておきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○渡部委員

法典東小学校の渡部と申します。よろしく願いいたします。

私は、昨年度、千葉県教育庁葛南教育事務所に1年間、一昨年度は教育庁企画管理部教育政策課に勤務しておりました。学校現場を3年間離れ、行政におりましたが、今年度、また学校現場に戻り、この春、法典東小学校に着任いたしました。昨年度は、法典東小学校の神谷知子校長が、こちらの会でお世話になっておりましたが、後任として、船橋市の小学校長会を代表して、私が委員を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○徳光委員

初めまして。公募委員の徳光です。今日は私1人だということで緊張しておりますが、昭和53年に船橋市民になりました。民間企業で7年、会計、それから業務、コンプラ

イアンスの監査あるいは内部統制の評価に長年携わりました。その関係もあって応募したきっかけにもなりました。

民間企業を退職してから2年前まで8年間、非常勤の国家公務員として仕事をしておりました。その関係で、新しい仕事ということで中央図書館を頻繁に利用して勉強させてもらいました。最近は趣味の本を中心に利用しております。

指定管理者制度になってから、カウンターの担当者の丁寧な対応とか他館からの取り寄せ、これが非常にスピーディーだということで便利だなと思っておりましたが、基本的な管理やサービスの面で不備も散見されます。内容はいずれ評価の際にコメントさせていただきますが、これは共同企業体の体質の問題なのか、研修なのか。中央図書館は北図書館や東図書館に比べて、これはもう全く私の客観的ではない感想ですが、社員の皆さん余裕がないようにちょっと感じてきました。これは通っているからかもしれませんが、週に2回、多いときには3回ぐらい通っております。これは社員の皆さんの当事者意識の問題なのか、モチベーションの問題なのか、この余裕のなさというのは何なんだろうなど。というのは、不備というのが、仕様書にはきちっとうたわれているのですが、ちょっと信じられないような不備でございます。

今日はそういう場ではないので控えますが、個別の事象で指定管理者制度を評価するつもりはありませんが、繰り返しになります。なぜその不備が起きるのか、その原因を知りたいなど。非常に利用者として残念に思っている内容もあります。これは人によってはそんなものかと思うかもしれませんが、私にとっては、性格的なものもあるかもしれませんが、ちょっと信じられないような不備がございます。

いずれにしても、船橋市民として、図書館の一利用者として、お役に立ちたいと思ひ応募しました。よろしく願いいたします。

**○事務局（西図書館館長補佐）**

ありがとうございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

（事務局出席者紹介）

**○事務局（西図書館館長補佐）**

続きまして、指定管理者であるTRC野村不動産パートナーズ共同企業体からの出席者をご紹介します。

（指定管理者出席者紹介）

**○事務局（西図書館館長補佐）**

それでは、議題（1）「委員長の選出」に移らせていただきます。

本委員会設置要綱では、委員長は委員の互選により定めると規定されておりますので、委員の皆様でご審議をお願いしたいと思います。

**○青島委員**

（挙手）

**○事務局（西図書館館長補佐）**

青島委員、お願いいたします。

**○青島委員**

委員長には、見識豊かで昨年度も船橋市図書館指定管理者評価委員会の委員長をしておりました齊藤委員がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○事務局（西図書館館長補佐）**

齊藤委員を委員長にというご意見について、委員の皆様ご異議がないということですので、本委員会の委員長は齊藤委員にお願いしたいと思えます。

席の移動をお願いいたします。

（齊藤委員、委員長席へ移動）

**○事務局（西図書館館長補佐）**

それでは、委員長から一言ご挨拶をお願いしたいと思えます。

**○齊藤委員長**

座ったままで失礼いたします。今、委員長ということでご指名をいただきましたので、2年間務めさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

先ほど私の経歴をお話ししなかったのですが、もともとは公共図書館の職員をだいぶ長くやっております、その後、千葉経済大学で図書館の司書課程の専任担当ということで19年やってきております。まだ授業は続けているということです。その中で船橋市さんからご依頼を受けまして、指定管理者評価委員会の設置のところから関わらせていただいているということです。

一点だけお話をしたいのですが、船橋市さんの指定管理者に対する対応に一つの大きな柱がありまして、きちっと直営部分を残しながら指定管理者の館を持っているということです。その中でもう一つは、きちっと評価をしている。PDCA サイクルを含めた形で評価をしているということは、やはりほかの図書館に比べて非常に評価できる場所だと思っております。私は図書館行政に対して市がきちっと責任を持つべきだと思っておりますので、そういう意味では、直営の部分がきちっとある、これが大変重要だというふうには思っております。

そんなことを考えながらこの指定管理者評価委員会に関わってきておりますが、またいろいろなご意見を伺いながら進めてまいりたいと思えますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**○事務局（西図書館館長補佐）**

ありがとうございます。

続いて、職務代理者の指定に移ります。本委員会設置要綱により、委員長が欠けた場合又は委員長に事故があるためのために、委員長があらかじめ職務代理者を指定することになっております。それでは、委員長より指定をお願いいたします

**○齊藤委員長**

はい。過去に白井市図書館長を務められて、図書館運営に高い見識をお持ちである鎌田委員にお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○齊藤委員長**

それでは、本委員会の職務代理として鎌田委員を指定します。よろしくお願いいたします。

**○鎌田委員**

よろしくお願いいたします。

**○事務局（西図書館館長補佐）**

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては委員長にお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、ご発言の際、机の上にありますマイクを使用させていただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、マイクの電源をお切りいただきますようお願いいたします。

**○齊藤委員長**

それでは、皆さんのお手元に次第があるかと思いますが、その次第に沿って進めてまいります。

議題（２）「船橋市図書館の概要」です。船橋市図書館の概要や各図書館の特徴等、図書館長よりご説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

**○西図書館長**

西図書館長、柴山でございます。それでは、議題（２）「船橋市図書館の概要」についてご説明をさせていただきます。

今回、委員の多くの方が替わられておりますので、船橋市図書館全体の概要について少し触れさせていただきますから、西図書館についてご説明をさせていただきます。

なお、要点のみの説明とさせていただきます。詳細につきましては、お配りいたしております緑色の冊子、「令和５年度図書館要覧」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

船橋市には、西・中央・東・北の４つの図書館がございます。そして１９か所の公民館図書室などを図書館とネットワーク化し、どこの図書館、公民館図書室等からも図書の予約・貸出・返却ができるようになっております。また、移動図書館「まつかぜ号」も運行しております。市内３５か所のステーションを月に２回ずつ巡回しております。

そして、本市図書館における指定管理者制度の導入についてご説明をさせていただきます。船橋市では平成２９年度から西図書館を市職員による直営館とし、図書館行政について長期的で継続的な方針を持って自ら図書館サービスを提供するとともに、図書館

サービスのノウハウを持つ指定管理者と連携協力し、サービスの向上を図るため、中央・東・北図書館に指定管理者制度を導入したものでございます。

公民館図書室等については指定管理者制度は導入しておらず、施設の管理、職員の服務等の管理は公民館が、図書館資料の管理・業務の指導助言は図書館が行っているところでございます。

また、指定管理者の指定期間は5年間でございます。第1期指定管理者は平成29年度から令和3年度までで、令和4年4月1日からは第2期目の指定管理者が中央・東・北図書館を運営しております。なお、1期、2期ともにTRC・野村不動産パートナーズ共同企業体を指定管理者として選定していることを申し添えさせていただきます。

続きまして、西図書館の概要についてご説明させていただきます。

西図書館は、JR西船橋駅北口から徒歩約5分の場所にございまして、平成28年にリニューアルオープンしております。昭和21年に設置しました船橋市図書館の流れをくむ図書館でございます。

郷土資料室では船橋市及び千葉県に関する資料を多数所蔵しているほか、約7,500点の古文書や絵図などの貴重資料も所蔵しております。郷土資料室隣のギャラリーでは、貴重資料の現物展示のほか、図書館資料等を用いた様々な企画展示を開催しております。1階には児童書のフロアを設け、3階にはインターネットコーナーや持ち込みパソコン席、学習コーナー、多目的室、2階・3階には電車の見える読書テラスなどを設置しております。船橋市立医療センターと連携した医療講演会や様々な講師による図書館講座を継続的に実施している図書館でございます。

西図書館については以上でございます。

## ○齊藤委員長

ありがとうございました。

続いて、指定管理者制度を導入している3館の説明を、矢野館長、よろしくお願いたします。

## ○指定管理者（中央図書館長）

中央図書館長の矢野です。中央図書館、東図書館、北図書館の概要をご説明いたします。

中央図書館は、JR船橋駅から徒歩約6分の複合ビルの中に位置しております。

特徴としては、貴重な児童書の研究資料を多数所蔵している児童資料室を設置しているほか、参考室内には、企業等の歴史に関する資料を集めた社史コーナー、東京湾に関する資料を集めた東京湾資料コーナーがあり、ほかにも中央図書館独自の美術図書コーナーなどを設置しています。また、指定管理者制度導入時から育児コンシェルジュを配置し、育児関連書籍の紹介や絵本選びのアドバイスなども行っております。

なお、指定管理者制度導入時に、中央・東・北図書館では、それぞれの地域特性に応じたサービスを開始しており、中央図書館ではビジネス支援サービスに力を入れ、オ

フィスワーカー、商店主、起業を志す人を対象にした講座を開催しました。今期も同様にビジネス支援サービスに取り組むとともに、引き続き、育児コンシェルジュについても設置します。

東図書館は昭和56年6月2日に開館し、建物としては現在の市内4図書館の中では一番古い建物となります。新京成線の習志野駅から徒歩約12分、また新京成・東葉高速線の北習志野駅から徒歩約15分の場所に位置し、習志野台公民館との複合施設です。

東図書館の特徴といたしましては、移動図書館「まつかぜ号」の拠点館となっているほか、団体貸出の担当図書館として、市内の学校や官公署、社会教育団体等の申し込みを受け、登録された団体に向けて団体貸出を行っております。

指定管理者制度の導入後は、特に教育サービスに力を入れており、関連する講座等を開催しました。なお、今期は子育て支援サービスに取り組んでおり、令和6年度から育児コンシェルジュを設置しました。

北図書館は新京成線二和向台駅から徒歩約1分という立地にありまして、二和公民館、二和出張所との複合施設です。

特徴といたしましては、共同書庫があり、市内図書館及び公民館図書室等で所蔵している資料の最終的な保管場所としての役目を担っています。また、市内4図書館で唯一視聴覚コーナーを設置しており、DVDやVHSのほか、VHD、LDなどといった今ではあまり手に入らないメディアも取り扱っており、それぞれの資料はコーナー内で鑑賞いただけるようになっております。ほかにも千葉県内の他自治体の資料を借り受ける相互協力業務の巡回拠点館となっていることも特徴として挙げられます。

指定管理者制度導入後は、緑の情報サービスに力を入れており、緑に関連した講座やイベントなどを多岐にわたって実施しました。今期も同様に緑の情報サービスに取り組んでおります。また、令和6年度から育児コンシェルジュを設置しました。

指定管理者制度を導入している3館の概要等につきましては、以上でございます。

#### ○齊藤委員長

ありがとうございました。

この後の議題に入る前に、指定管理者の方に来ていただいておりますので、皆さんのほうから何か質問はございませんか。どのようなことでも構いませんが。

#### ○徳光委員

よろしいでしょうか。この後、退場されるのであれば、先にお聞きしたほうがいいかなと思います。

#### ○齊藤委員長

そうですね。今、お願いします。

#### ○徳光委員

手短かに話します。今回、公募委員に選ばれて、その前からですがけれども、船橋市図書館指定管理者の業務の仕様書、それから評価委員会の評価票、会議録、これが教育委員

会のホームページで開示されていますので、全ての資料を読みました。コピーも持ってきたのですが、客観的に評価するのはかなり難しそうだなと思っております。ただ、それは客観的に評価しなければいけないと思っております。

それで、先に指定管理者の自己評価の体制とか方法、この記録を見ると内部監査によるセルフモニタリング等々の表示がございます。これを、今日でなくてもいいのですが、こういった体制で年間を通じて評価というかモニタリングをしているのか、その辺も知りたいなと思っております。

先ほど私が申し上げました、決して厳しい内容ではないと思いますが、「えっ、こんなことを放置しているの」というのがあります。よっぽど社員の方の余裕のなさなのか、もともと関心がないのか。その辺を、図書館の一利用者で、近いので頻繁にウォーキングのついでに本を借りたりしていますが、ちょっと信じられないような事象が見受けられます。ちょっと残念だなと思っております。これは私の今までの経験から、ちょっと注意すれば防げるようなことばかりです。仕様書にもきちんとうたわれております。評価でもきちんとしているというふうに記載されております。だけど、一利用者からして「えっ、こんなことが見逃されているのかな」というような、皆さんどの程度利用しているか分かりませんが、ちょっと信じられないような内容でございます。残念というか、そういった事象でございます。その辺は今日は申しません。「なんだ、そんなこと」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、一利用者としてはちょっと残念だと。

繰り返しで申し訳ありません。ということで、モニタリングとか内部統制の評価とか、いずれその辺の報告、評価の際にお聞きしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○齊藤委員長**

今、簡単にセルフモニタリングについて。

**○徳光委員**

いや、今は結構です。

**○齊藤委員長**

よろしいですか。

それから、今の徳光委員のお話、そのチェックをするのがこの評価委員会だと思しますので、一利用者として、不都合だという部分に関してはぜひ表明していただいて、改善に向けた取組に入っていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

**○徳光委員**

よろしく願いします。

**○齊藤委員長**

それ以外でご質問はございますか。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了させていただいて、指定管理者の方にはご退出をいただくことといたします。出席並びに質疑への対応ありがとうございました。ご案内をいた

できればと思います。

**○指定管理者（株式会社図書館流通センター関東支社長）**

どうもありがとうございました。

（指定管理者 退室）

**○齊藤委員長**

続いて、議題（3）「評価の概要」に移らせていただきます。事務局のほうからご説明をお願いできますか。

西図書館長、お願いします。

**○西図書館長**

それでは、議題（3）「評価の概要」につきましてご説明をさせていただきます。資料1「評価の概要」をご覧ください。

まず、資料の「1. 指定管理者の指定期間及び評価委員会」をご覧ください。表のうち、黄色に網掛けをしている箇所が皆様の任期の間に評価を実施していただく部分となります。委員の皆様には令和6年度中に指定管理者の令和5年度運営実績に対する評価を行っていただきまして、令和7年度に令和6年度に対する評価を行っていただきます。

それでは、評価の実務についてご説明をさせていただきます。資料の裏面をご覧ください。

まず、評価委員会の皆様に評価をつけていただく対象となりますのは、「3. 評価対象施設」にありますとおり、TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体が運営いたします船橋市中央・東・北図書館の3図書館と、各図書館が担当する公民館図書室等の図書館資料の収集・管理に関する業務となります。

続きまして、評価項目及び評価基準についてでございます。

評価項目につきましては、令和4年度から令和5年度を任期とする評価委員の皆様が決定してくださったものがございます。お手元のオレンジ色のファイルのインデックスで資料番号7番です。「第2期船橋市図書館指定管理者の評価に関する資料」をご参照ください。こちらに記載しております45項目が評価項目となります。詳細は後ほどご確認いただければと思います。

A4の資料1に戻らせていただきまして、「4. 評価記号と評価基準」をご覧ください。

評価につきましては、要求水準、提案水準を基準として、SからCの評価をしていただきます。

要求水準とは、基本協定書、年次協定書、仕様書等で求める水準でございます。基本協定書、年次協定書、仕様書等はオレンジ色のファイル「第2期船橋市図書館指定管理者の評価に関する資料」の中に入っております。

また、提案水準ですが、こちらは指定管理者の選定時に指定管理者から提出された5か年の事業計画書等で提案された水準を指します。5か年の事業計画書等は、お手元の

緑色のフラットファイル「第2期船橋市図書館指定管理者からの提出書類一覧」に入っております。

評価の基準でございますが、表にありますとおり、要求水準・提案水準を上回っている場合はS評価となり、要求水準・提案水準と同等の場合はA評価となります。そして、要求水準・提案水準を下回った場合で速やかな改善が見込まれる場合はB、要求水準・提案水準を下回り、抜本的な見直しが必要である場合はCの評価をつけていただきます。

また、要求・提案上の取り組み事項がない、または行えないことにつき正当な理由があるため、評価を見送るとした場合には段階外という評価をつけることとなりますが、令和5年度の指定管理者の評価につきましては、基本的には全ての業務について通常の運営の中で少なからず実施されておりますため、段階外の評価はつかないものであると事務局としては想定しているところでございます。

なお、「5. 評価の考え方と記し方」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。後ほどご一読いただきまして、評価実務を行う際の参考にさせていただきますと幸いです。

続きまして、これまでの評価委員会での評価の方法及び進め方について、ご説明をさせていただきます。

まず、評価委員会の皆様に評価実務を行っていただきます前に、指定管理者による自己評価及び市職員による所管課評価を実施いたします。それぞれの評価終了後、委員の皆様宛に評価票をお送りさせていただきます。委員の皆様はそれらをもとに、まずそれぞれ評価をつけていただきます。その際に、評価項目を重点評価項目と任意評価項目に分けさせていただきます。

重点評価項目は、委員全員にご確認いただく項目で、10項目程度に絞ったものでございます。評価項目の選定は委員長、職務代理及び事務局で作成させていただきまして、委員全員にご確認の上、決定していただいております。

また、重点評価項目以外である任意評価項目は、委員の皆様の見解がある項目であったり、関心があり各委員自身で評価を希望する項目について評価をしていただきます。

なお、委員長及び職務代理者につきましては、全項目の評価をしていただきます。

お手元に「令和4年度、令和5年度 重点評価項目」という資料がございますが、こちらが年度ごとに選定された重点評価項目とその選定理由を記載させていただいた資料となっております。参考にいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、その後、委員長と職務代理者にご調整いただきまして、評価委員会の評価の素案を作成していただき、各委員の皆様には素案についてご確認をいただいた上で、第2回会議を開催し、各委員の皆様からご意見を頂戴いたします。その後、委員長と職務代理者、事務局で調整を行った後に、第3回の評価委員会で評価を確定するといった方法及び進め方となります。

今年度の評価の進め方・スケジュールにつきましては、資料1のおもて面に戻っていただきまして、下の2に案としてご提示させていただいておりますので、後ほど、議題(4)で評価の進め方を検討していただく際のご参考にしていただきますと幸いです。

評価の概要につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○齊藤委員長

ありがとうございました。

各委員の皆様から、今の説明に関してご質問等はございますでしょうか。私はやっているのだから分かってはいるのですが、初めての方もいらっしゃると思いますので、どのようなことでも構いませんのでご質問いただければと思います。

ございますか。徳光委員。

#### ○徳光委員

今、聞く話ではないかもしれませんが、実際の評価のときにお聞きすればいいのかなと思いますが、早めにお聞きしておいてもいいかなと。

先ほど説明いただきました評価の考え方と記し方の中で、前のものを見ているのですが、「記述欄には具体的にどのような要因からその評価が導かれたのかを説明を記すこと」と、これは前回の資料に書いてあります。それで、「所管課は指定管理者の評価の適切性も含めて評価すること」となっております。今日話す内容ではないかもしれませんが、過去の評価記録を2回分読んだのですが、所管課の評価体制・方法・考え方がちょっと知りたいなと思いました。というのは、所管課評価のところで「要求水準・提案水準と同等である」という表現がかなり出ておりますね。これは同等であっても、全く同等なのか、ある程度の幅があるのか、この辺どういう評価の仕方をしているのかなという疑問が生じております。「所管課は指定管理者の評価の適切性も含めて」となっておりますので、その辺のところも触れたような内容も必要ではないかと。すみません、いきなりこんな質問をして申し訳ないですが、所管課の評価体制とか方法・考え方についても、今日はいいですから、またお聞きしたいということです。

この評価実務は、我々評価委員というのは、その場に行って社員の方と面談したりということもないようですので、非常に難しい仕事だなと感じました。客観的な評価が本当にできるのかなと。委員長は大変だろうなと。過去の評価を見ると非常に丁寧に評価されているので、ついていけるかなと思っております。

そういったことで、「要求水準・提案水準と同等である」というのはどういうことなんだということをちょっとお聞きしたいと思います。これだったら、我々も同等だったら「同等である」と書いたほうが楽なのではないかと。所管課がそう書いてあるのを評価委員会がどうやってそこまでできるのかなと。

#### ○齊藤委員長

でも、違う考え方というのは出てきます。

**○徳光委員**

もちろん観点が違うから。私は一利用者として評価させてもらいますけれども。

**○齊藤委員長**

はい、そうですね。大切だと思います。

**○徳光委員**

すみません、長々となりました。これで終わりです。

**○齊藤委員長**

館長、よろしいですか。

**○西図書館長**

所管課の評価の仕方の概要になりますけれども、日頃どのようにやっているか、毎年度どのようにやっているかということをお話しさせていただきます。

まず、指定管理者と私たちというのは、同じ業務をやっておりますので日々関わり合いがございます。そうした中で、まず所管課として一番押さえているのが、緑色のファイルに入っている5か年の計画書というものを選考したときにご提示していただいています。そして毎年度の事業計画書も出していただいておりますので、それが適切に実施されているか。もちろん仕様書、業務協定に沿った形であるかというのはベースとしてございます。

日々細かい部分になりますけれども、指定管理者が「こんなことをやります」という自主事業等実施承認依頼書、または「こういった修繕をします」というのを出してきてくださるのですが、それが一体、計画書の中の何に該当しているのか、5か年の計画書の中のどの部分なのか、または年度ごとの計画のどの部分なのか、ということをチェックさせていただいて、指定管理者もこの部分だということをも明記した上で事業計画なども出してくださってきていますので、お互いそれを共有した上で、提案してくれているこの部分、または私たちが求めているこの部分なんですね、ということを日々チェックさせていただいているところでございます。

また、所管課も担当が各図書館に行って、サービスの状況、レファレンスをお尋ねさせていただいたりとか、データベースの利用を確認させていただいたりですとか、あとは、この評価委員会の所管課が評価する際には、西図書館の各係の者も3館回らせていただいて、書類の確認ですとか運営の状況の確認というのを、評価をするに当たって改めて所管課の目で確認させていただくということをやっております。ちょっと細かい部分では、一つ一つこの事業をやったから要求水準・提案水準という細かい記載は一旦省かせていただくという形で、「要求水準・提案水準と同等だ」という表記をさせていただいているところでございます。

ただ、これはすごくよくやってくださったという部分ですとか、ここの部分はちょっとうまくいかなかったかもねという部分については、やはりきちっと所管課としても評価していかなければいけない。ある意味、なあなあになってはいけないという部分もあ

りますので、そこはいいこともそれ以外のこともきちっと評価する姿勢というのを持った形で、評価票としてはこのような形になっています。

先に説明すればよかったのですが、出来上がった評価票というのがオレンジ色のファイルのインデックス9番にあります。徳光委員がおっしゃっている部分の疑問点がそこに記されているのですが、インデックスの9番のところ、A3の大きい紙を広げていただきますと、評価項目が左側にあります、真ん中辺りが指定管理者の自己評価、そして所管課が評価して、右側に指定管理者の自己評価と所管課評価を踏まえた形での評価委員の皆様の評価を記載していただいているという形になっております。

要求水準・提案水準の説明を主にさせていただきましたが、いかがでしょうか。

**○齊藤委員長**

よろしいですか。これからまた話が進む中で。

**○徳光委員**

具体的なときに。

**○西図書館長**

補足させていただきます。

**○齊藤委員長**

館長、どうぞ。

**○西図書館長**

同等といいますと、事業によっても、これをやりますといったときに、少しでもその事業に取りかかっていたら、それはやり始めたということで、やっていないということにはならないので、そこでやったという評価をさせていただいたり、5か年の計画書の中でこれをやりますと提示されていた場合に、いつの年度にやると記載がなかったら、それは5年間の中でやればいいたろうという部分もあります。1年目、2年目から全てのことが全部やれるとは限らないので、そこは見守って、特に5年目には提示していただいたものが全てやれるようになっているということ踏まえた上で、2年目、3年目などは要求水準・提案水準とみなすという評価をしている部分もありません。

**○徳光委員**

それであれば、そういうコメントを書いてくれているならば納得できますよね。そういう長い視点で見ているんですよと。

**○西図書館長**

そうですね。ここだけでは読み取れない部分があります。

**○徳光委員**

ちょっと読み取れない部分が多いものですから。

**○西図書館長**

そうですね。ありがとうございます。

## ○齊藤委員長

評価の中では、指定管理者の自己点検評価があって、所管課評価があって、そして我々の評価ということになりますので、その一つ一つの段階ではそれぞれ議論をしていっています。所管課のこれは本当にこれでいいのかとか、そういうことをお出しいただきたいと思っています。それから、3館を回るときがございますので、そのときには疑問点を全部書いておいて、それを各図書館でぶつけていく。そういう中で評価につなげていくというようなこともしておりますので、それにもご参加いただいて、ご質問なりしていただけるといいかなと思います。所管課の評価に引っ張られることなく、第三者評価ですから、我々の評価をしていきたいと思っていますので、ぜひご協力いただければと思います。

今のお話でほかにもございますか。よろしいですか。

それでは、次に先ほど出ておりました重点評価項目についてお話をしたいのですが、今年度、来年度を任期とするこの評価委員会は、前年度と同様に評価方法については重点評価項目を設定して、評価基準については資料1の4にあります評価基準で評価実務を行いたいと思っております。先ほど館長から、重点評価項目における評価方式の話が出ておりましたが、これを採用していくということでもよろしいですか。

45項目ございますので、それを全てやっただいて構わないのですが、全てやっただいたくのはなかなか大変なので、重点評価項目を決めております。この重点評価項目を基本的には評価をしていただく。私と鎌田委員に関しては全て見てチェックをかけるというような形になりますが、当然、委員の皆さんも全部見ていただいて構わないということです。重点評価項目は決めておきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

ご異議ないということで判断をさせていただきます。

先ほどもお伝えしましたけれども、重点評価項目は私と職務代理者である鎌田委員と事務局で作成をしていきますので、委員の方々の評価は基本的にその10項目程度で実施をしていただきます。

それから、もう一点、財務に関してですけれども、評価項目は室谷委員に取りまとめをお願いしたいと思っております。これは任意の評価項目とさせていただきたいと思っております。毎回その部分をご専門の方をお願いをしているということがありますので、よろしく願いをいたします。

それから、評価の進め方です。これも前年度と同じなのですが、皆さんから挙げてきた評価票を、私と鎌田委員で取りまとめを行います。そして評価票の素案をつくらせていただきます。その素案ができたものを第2回の会議にかけて調整をさせていただいて、そして第3回の会議で評価を確定していくというような流れになりますが、これもよろしいですか。

それでは、ご異議ないということで、その形で進めさせていただきます。

今お話をしましたように、重点評価項目と任意の評価項目に分けて評価実務を行っていきますので、何か分からないことがあれば、またお聞きいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

今日の議題に関しましては一応全て審議をしたということになりますが、何か皆さんのほうで疑問点あるいは確認をしておきたいということがありましたら、お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

今年は5年度の評価をやるということになりますから、今出てきているものを見ていただいて評価をしていく。取りあえずは所管課評価が出てきてということになりますね。そして、それから我々の評価ということになります。当然資料を見ておいていただければと思いますけれども、そういう流れになっていきます。

所管課評価が上がってくるのは6月ぐらいですか。それを送っていただいて、その上で我々の評価に入っていくということですね。

#### ○事務局（企画事業係長）

一応、指定管理者から報告書が出てくるのが今月末ごろなので、そこから所管課評価をするので、恐らく6月末か7月辺りになるかなと思います。

#### ○齊藤委員長

その間で各館の視察というのが入ってきますね。ぜひその視察にもご参加いただければと。

#### ○青島委員

重点評価はそのほうがスムーズに会議も進められると思うのですがけれども、私も含めてまだ分からない人たちもいます。前年度の評価に対して今年度はこうだという比較も出しますか。そこはなしですか。評価というか比較できるような形に。

#### ○齊藤委員長

前年度こうでしたというのは出ていますので、それを出してくれていましたか。

#### ○生涯学習部長

基本的に指定管理の評価というのは単年度でそれぞれで評価していくので、4年度こうだったから5年度はではなくて、あくまでも5年度は5年度ということ。

#### ○青島委員

今年度は今年度、だそうです。

#### ○齊藤委員長

参考には。

#### ○生涯学習部長

参考にさせていただく分には構いませんが、前年度はこれこれこういう評価だったから今年度はこうという評価の書き方ではございません。

#### ○青島委員

昨年度はこういう悪い評価もありましたが今年度はこういうふうにしていきたいで

すね、というものが重なってこないと、5年間で全体を見れるとか、そういう意味の表現の仕方です。

#### ○生涯学習部長

指定管理者の評価制度というのは、あくまで単年度、5年度はどうだったかということなので、時系列の評価というのはこの評価委員会ではなくて、別の図書館協議会のほうで、こういう指定管理者の評価も踏まえて今後どうやっていくかというのが議論される、また考えられるということです。経年でこの評価をしてしまいますと、指定管理者が代われなくなってしまうので、そういうリスクも含めると、あくまで単年度の評価をしていただきたいと思います。

#### ○青島委員

企業側というか、そっちのほうはそういうのがあるかもしれないけれども、実際の図書館の館長はじめ、ほかの人たちが結構大変な思いをして管理しているのが評価されないというところがちょっとおかしいなと思っているので。割とあまり評価に上がらないんですよ、図書館の人たちは。クレームをつけたいという人もいるけれども、一生懸命やっているところがあまり評価されない。書かれていない。もちろんこの評価のA・B・Cでは出てくるけれども、個々の図書館の中身をやっていることの評価があんまりない。本当に西図書館は大変なのよ。

#### ○齊藤委員長

そうですね。

#### ○青島委員

そういう評価があんまりされない。一部分しか見ていない人たちが。そういう意味ではね。

#### ○齊藤委員長

前日もその話は出たのですが、この評価委員会は指定管理者の評価なんですけれども、やっぱり指定管理者がきちっとできているのは西図書館がきちっとバックアップしているから評価できているんだと。その部分が指定管理者だけの評価だとなかなか出てこないの、それはちょっと、というお話ですよ。

#### ○青島委員

そうです。

#### ○齊藤委員長

船橋市の仕組み自体が、きちっと直営を残して、そこで指定管理者をコントロールしている。この仕組みが大変いい仕組みなんだろうと評価していますので、その辺がなかなか出てこないのですが、きちっと我々も評価できるところは評価したい。ちょっと文言を入れたりするというようなところがあればということですね。

#### ○青島委員

記録として残しておかないと。

**○齊藤委員長**

ただ、今回の評価に関しては、令和5年度の指定管理者の評価ということです。ただ、前のときにこうだったよねというのは、どうしても会議の中では出てくるんですよ、我々も知っているのです。ですから、それは参考にはさせていただきますが、基本は令和5年度の評価をしていくということでまとめさせていただきます。よろしいですか。

**○青島委員**

はい。

**○齊藤委員長**

ほかはいかがでしょうか。どんなことでも構いませんが、せっかくの機会ですので、よろしいですか。

(各委員うなずく)

**○齊藤委員長**

それでは、審議事項は以上です。全体を通して何か審議すべき事項、皆さんないですね。よろしいですね。

それでは、これで審議に関しましては全て終了をさせていただきます。

そして、本日の会議録の署名委員を毎回決めております。今回に関しましては、室谷委員と渡部委員をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで令和6年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会を終了させていただきます。

(午前11時15分散会)

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

船橋市西図書館

電話：047-431-4385